

華誠の知的財産権ニュースレター

2018年10月 第十九期

目次

政策法規

- 「オリンピックマーク保護条例」を修訂、公布…………… 2
- 却下再審案件の申請書類の簡略化についての公告…………… 2

知的財産権

- 2017年に中国企業が外国に支払った知的財産権の使用料が280億ドルを突破…………… 2
- 世界知的財産権組織が「2018年PCT年鑑」を発表…………… 2
- 中国の新興サービスの輸入が急速に増加、知的財産権使用料の成長率は20%超…………… 3

特許

- 中国の農業特許の全世界での競争力が顕著に強化…………… 3



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

政策法規

「オリンピックマーク保護条例」を修訂、公布

先ごろ、「オリンピックマーク保護条例」（以下「条例」という）が修訂を経て公布され、2018年7月31日から施行された。修訂後の「条例」では、オリンピックマークの範囲、確認及び保護などの面から関連制度が修正、改善された。「条例」ではオリンピックマークの有効期限と更新手続きを増やし、オリンピックマークの有効期限を10年とし、公告の日から起算して満期になれば更新できると規定している。

（智慧上専 より）

却下再審案件の申請書類の簡略化についての公告

審査当事者の便宜のために、商標評審委員会は却下再審案件の申請書類を更に簡略化することを決めた。

一、2018年9月1日以降、商標評審委員会に却下された商標の再審申請をしたことがある場合（マドリッド国際登録の領土延伸出願を却下された場合は含まない）、却下通知書／部分却下通知書を改めて提出しなくてよい。

二、2018年9月1日から、商標評審委員会に却下された商法の再審請求をしたことがある場合（マドリッド国際登録の領土延伸出願を却下された場合は含まない）、再審申請者の名義と登録出願人の名義が同じ場合、申請者の主体資格の証明資料を改めて提出しなくてよい。

（国家知識産権局商標評審委員会 より）

知的財産権

2017年に中国企業が外国に支払った知的財産権の使用料が280億ドルを突破

統計によると、昨年中国企業が外国に支払った知的財産権の使用料は280億ドルを超え、今年は8ヶ月だけで既に300億ドルを支払っており、そのうちの大部分がアメリカ企業に支払われている。

（IPRdaily より）

世界知的財産権組織が「2018年PCT年鑑」を発表

最近、世界知識産権組織が「2018年PCT年鑑」（以下年鑑という）を発表した。年鑑によると、2017年の中国からのPCT国際特許出願は4,882万件あり、日本を初めて抜いて世界第2位となった。年鑑によると、2017年には世界の126ヵ国（地域を含む）からの5,235万の申請者がPCTで24.3万件の国際特許出願を提出しており、2016年より4.5%増加した。ファーウェイは4,024件のPCT国際特許を出願し、全世界の出願者ランキングで第1位となった。中興社と京東社はそれぞれ第2位と第7位にランクインしている。

（国家知識産権局 より）

中国の新興サービスの輸入が急速に増加、知的財産権使用料の成長率は20%超

紹介によると、今年の1～8月、中国の新興サービスの輸入が急速に増加し、サービス輸入の割合は23.6%に達し、去年同期比1.6ポイントの上昇となった。その中で、金融サービス、知的財産権使用許諾料、電信コンピュータ及び情報サービスの輸入成長率は平均20%を超え、それぞれ47.1%、23.3%と23.2%であった。

（国家知識産権局 より）

特許

中国の農業特許の全世界での競争力が顕著に強化

このほど、「2017 中国農業科学技術論文と全世界での特許競争力分析」が北京で発表された。2014 年から 2016 年までの中国の農業発明特許の出願件数は世界第 1 位であり、この 5 年間の技術発展の成長率は第 1 位を維持した。同時に、園芸、栽培、種まき技術、飼料と肥料などのいくつかの分野で相対的に技術面で優位な第 1 位となった。

(国家知識産権局 より)